

看護小規模多機能 シェント

(指定看護小規模多機能型居宅介護)

運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社シェントが設置運営する指定地域密着型サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護サービス 看護小規模多機能 シェント（以下「事業所」と言う。）の適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」と言う。）に対して適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練及び居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活の支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、恵那市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 看護小規模多機能 シェント
所在地 岐阜県恵那市大井町2220番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤兼務：看護師）
 - ・事業所の従事者の管理及び業務の管理
- 2 介護支援専門員 2人（非常勤専従、非常勤兼務各1名）
 - ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護サービス計画等の作成
 - ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
 - ・利用者様及びご家族の日常生活上の相談・調整
 - ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整
- 3 看護職員 20名（常勤8名：内1名は管理者と兼務・内2名理学療法士
・内1名作業療法士）
 - （非常勤12名：内11名看護職・内1名作業療法士）
 - ・利用者の衛生管理、健康管理
 - ・自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保する。
 - ・主治医の指示による訪問看護業務
 - ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成
- 4 介護職員 16名（常勤8名、非常勤8名）
 - ・介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して必要な介護又は世話、支援を行う。
- 5 事務職員 1名（非常勤）
 - ・事務職員は、必要な事務を行う。
- 6 日中（通い） 常勤換算方法で利用者3人に対して1人
日中（訪問） 常勤換算方法で2人以上
また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員を配置する。

(利用定員)

第6条 事業所の登録定員は、29名とする。

- 1 事業所の通いサービスの利用定員は、18名とする。
- 2 事業所の宿泊サービスの利用定員は、9名とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 365日
- 2 営業時間 8時30分から17時30分
通いサービス 基本時間 9時00分から16時00分

宿泊サービス 基本時間 16時00分から9時00分

訪問サービス 24時間

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外に対応を行うことができることとする。

(提供するサービス内容)

第8条 当事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

利用者を当事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。サービスの提供に当たっては、可能な限り利用者 と従業者が共同で行うように努めるものとする。

① 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じた必要な援助を行う。

- ・移動の援助
- ・養護（静養）
- ・その他必要な介護

② 健康チェック

血圧測定他、利用者の全身状態の把握等を行う。

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ・運動機能回復訓練
- ・口腔機能回復訓練
- ・レクリエーション
- ・行事活動
- ・園芸活動
- ・趣味活動
- ・地域活動への参加

④ 食事介助

- ・朝食、昼食又は夕食の提供
- ・食事の準備、後片付け
- ・食事摂取の介助
- ・その他必要な食事の介助

⑤ 入浴介助

- ・入浴又は清拭
- ・衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

⑥ 排泄介助

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

(2) 訪問サービス

① 介護サービス

利用者の居宅を訪問して次の介護サービスを行う。サービスの提供に当たっては、可能な限り利用者 と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

- ・入浴、排泄、食事、清拭、体位変換等の身体介護
- ・調理、住居の掃除、生活必需品の買物等の生活援助
- ・安否確認、見守り

② 看護サービス

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行う。

利用者に対して次の療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

- ・病状・障害の観察
- ・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・食事及び排泄等日常生活の世話
- ・床ずれの予防・処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテル等の管理
- ・その他医師の指示による医療処置

☆ 通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話による見守り等の声かけを行う。

(3) 宿泊サービス

利用者を事業所に宿泊させ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(4) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- ・日常生活に関する相談、助言
- ・認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ・福祉用具の利用方法の相談、助言
- ・在宅改修に関する情報の提供
- ・医療系サービスの利用についての相談、助言
- ・日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ・家族や地域との交流支援
- ・その他必要な相談、助言

(5) 短期利用居宅介護

1 当事業所は、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の支援専門支援員が当事業所の登録者に対する当事業所の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当事業所の登録者数が定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

（算定式）

当事業所の宿泊室の数 × (当事業所の登録定員 - 当事業所の登録者の数) ÷ 当事業所の登録定員
(小数点第1位以下四捨五入)

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日以内）の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者が担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

（居宅サービス計画の作成）

第9条 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供開始時に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）第13条各号の具体的取扱方針に沿って、居宅介護サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成する。

2 介護支援専門員は、要介護状態の利用者に応じて作成したサービス計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。

3 介護支援専門員は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付する。

4 サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身及び家族の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握するとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めサービス計画に位置付けるよう努めるものとする。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

（看護小規模多機能型居宅介護計画）

第10条 事業所のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等を十分に把握し、介護支援専門員は個別に看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めることとする。

3 看護サービスについては、看護師等と綿密な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載する。

4 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上で援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成することとする。

5 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、援助の目標及び内容について同意を得たものを交付する。なお、交付した介護計画は、5年間保存することとする。

6 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うこととする。

7 介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うこととする。

（看護小規模多機能型居宅介護報告書）

第11条 看護師は介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、介護計画及び訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成し、定期的に主治医へ提出するとともに必要な管理を行う。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
大井町・長島町・東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町

(サービスの利用料金)

第13条 提供する当事業所の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。)

- 2 当事業所は、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - ①利用者の選定により通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎・訪問に関する費用
1回 200円
 - ②食事の提供に関する費用
朝食 350円 昼食 500円 夕食 500円 おやつ 150円
特別な食事を提供する場合は、食費を重要事項説明書の利用料金表に明示する。
 - ③宿泊に関する費用
1泊 2,200円
 - ④洗濯代 (希望者のみ)
1回 100円
 - ⑤レクリエーション等にかかる費用の実費
 - ⑥サービス提供に関する複写物の交付にかかる費用の実費
 - ⑦日常生活上必要となる諸費用の実費
 - ⑧日常生活の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用の実費
- 3 前8項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに利用者に説明することとする。
- 4 前8項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者及びその家族は、当事業所の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を当事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

- 2 利用者はサービス利用の際には、介護保険被保険者証または医療保険証を提示するものとする。
- 3 利用者は、当事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、当事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 4 利用者は、当事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他の環境衛生に協力するものとする。
- 5 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに当事業所に申し込むものとする。
- 6 利用者は、当事業所において次の行為をしてはならない。
 - ①宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - ②喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - ③当事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - ④指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤故意に当事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持出すこと
 - ⑥他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - ⑦現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

(衛生管理等)

第15条 サービス提供の際に使用する施設、食器その他の備品等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じる。

- 2 従業者へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の取得を図る。

(緊急時における対応方法)

第16条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、看護職員は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、管理者は、市役所、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するための必要な措置を講じる。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて、非常災害に関する防災計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備、

避難訓練等の実施の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回の避難訓練その他必要な訓練を行う。

- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
- 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携について周知徹底する。

(苦情処理)

- 第18条 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するための必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
 - 5 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(サービスの評価について)

- 第19条 事業所が自ら提供するサービスを評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を目指します。またその結果については、利用者並びに市町村窓口等へ公表いたします。
- 2 都道府県が指定する外部評価機関により、自己評価結果に基づいて評価を行い、WAM-NET等へ公表されます。

(個人情報の保護)

- 第20条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、就業規則に明記すると共に、誓約書を職員より取得する。
 - 4 事業所は他の福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束)

- 第22条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載し、その記録は5年間保存する。

(運営推進会議)

- 第23条 当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議は、おおむね2か月に1回以上とする。
 - 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、及び当事業所の職員等とする。
 - 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
 - 5 運営推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 定期研修 年1回以上
 - 2 従業者は、その職務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

- 3 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
- 7 連続して長期間宿泊を希望する利用者申込者若しくは利用者又はその家族から、当該利用申込者又は利用者を事業所の所在地において住民登録したい旨申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに当該事業所が入居施設ではないことを説明し、住民登録できないことに理解を得る。
- 8 事業所の所在市町村以外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 9 第12条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定看護小規模多機能型への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
- 10 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。
- 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社シエントと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

- この規程は、平成29年 3月1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- この規程は、平成31年 1月1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和 1年11月1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。